



議会だより

平成5年11月10日

発行／岡垣町議会
編集／議会広報委員会
住所／遠賀郡岡垣町大字野間697-1
TEL (093)282-1211

だより

第五号

もくじ

- 特集：人権尊重のまちづくり
に関する決議…1～2
定例会と臨時会の概要…3～4
一般質問……………5～7
委員会だよりほか……………8

人権尊重のまちづくりに 関する決議

岡垣町は、行政課題の重点施策として、ひとづくり、まちづくり、を位置づけている。

「心豊かなまちづくり」をすすめる上で最も重要なことは、すべての町民が平等な関係で、お互いに人権を尊重し合うことである。

個人として人権が尊重されることによって、「文化的創造性」、「社会性」、「人間性」など個性が発揮でき、町を愛し育てる意識が芽生える。

そのためにも、「同和問題」は、一日も早く解決すべき重要な行政の責務。「町民的課題」である町議会議員は、町民の代表として、すすべての町民が安心できる人権尊重のまちづくりに向けて邁進することをここに決議する。

平成五年九月二十八日

岡垣町議会

今回の議会決議を行うにあたって

現在岡垣町には、行政の重点施策として「ひとづくり、まちづくり」を位置づけていますが、この中で、人づくりの根幹をなすものが、基本的な人権の尊重であります。人権差別のない、町民すべてが明るく幸せに暮らせる町を目指している今日、不幸にも町長選挙において部落差別事象が発生してしまいました。

このことは、人権啓発を推進している町執行部、関係各団体ならびに私たち議会人にとりまして、誠に残念なことであると同時に、私たち関係者の努力不足であったことを深く反省しています。

ここで、何の根拠、謂のない理由で苦しんでこられた対象地域の方々に心からおわびを申し上げます。

この同和問題の解決は、行政の責務であると同時に国民的課題であります。

町議会としても、以上のような反省に立ち、議会としての考え方を広く町民のみなさんに知っていただき、ご理解とご協力を得るため、今回の決議を行うに至りました。

ところで人権差別は、このほかに人種、民族、障害者、女性、高齢者、学歴、職業差別など多くの差別があり、どの差別をも許すことはできません。

世界人権宣言は、人権が生来の権利であって、ほかから奪われることのない権利であることを明らかにすると同時に「いかなる場合にも同じ権利と自由とが、自分以外のすべての人にも等しく認められていることを忘れてはならない」としております。

今後は、議会、執行部および関係諸団体が一体となつて、町民一人一人に人権の尊さを再認識していただき、差別のない人権が尊重されるまちづくりに向けて努力していく決意ですので、みなさんのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

町議会議長 長谷川 勝

封建時代は、時の支配者が人びとを権力で支配していたため、身分制度は不可欠なものでした。それが江戸時代に入ると、幕府は『士農工商』という形で身分を固定化したうえ、さらに農民や町民の下にもう一つの身分をつくりました。

その理由は、当時の生産力の中心であり、幕府が搾取る源でもあつた農民たちの不満を、ほかに向けさせることにありました。支配者は政治的に、これらの人びとの居住地や仕事を制限し、移動を禁じたため、被差別部落が形成され差別されてきました。

その後、明治維新の変革で、身分制度が「華族、士族、平民」へと変わり蔑称は廃止されました。しかし、実質的には被差別部落を差別と貧困から解放するための施策が行われなかつたため、劣悪な環境のまま部落は残り差別は続きました。

同和問題解決とは

昭和になつて日本は、敗戦といふかつてない経験をし、民主主義の尊さに気付き『基本的人権の尊重』を基盤とする新憲法を制定しました。行政は、戦前の無策であつた同和行政への反省に立ち、同和問題の啓発と合わせて、劣悪であつた諸条件を他の地域と変わらないところまで改善するために、同和对策事業を行つてきました。

現在、永年にわたつたこの事業もほぼ終了局面を迎えており、岡垣町でも、平成6年度には事業の終結宣言をすべく取り組んでいます。ところが、心理的差別はいまだに残つており、この問題の解決が、これからの最も重要な課題となっています。

この差別意識の解消は、すべての人が『同和問題をどれほど正しく認識するか』にかかっています。現在の若い世代は、義務教育の中で正しい認識を身につけています。しかし、中高年齢者層の一部には、いまだに戦前戦後の混乱期に起こつた行き過ぎた解放運動や、劣悪な環境だつた時代の部落のイメージを捨て切れず、偏見を持つたままの人が存在しているのも事実です。

時は過ぎ、時代は変わつていきます。現在は、同和問題をタブーにするのではなく、むしろ積極的に話し合うこのまま疑問を解消していくべきです。また、人権差別は部落差別だけではなく、どこかで弱い立場の人に対して差別をしていないかどうか、今一度差別をされる側に立つて、自分自身を振り返る必要があるのではないのでしょうか。

シリーズ

用語解説

議会決議

議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果をねらつて、あるいは、議会の意思を対外的に表明することが必要であるなどの理由でなされる議決のことをいう。

議決の形式でなされる議会の意思表示は、当該地方公共団体(県・市・町・村)の公益に関する限り可能であり、きわめて広範囲な問題が、取り上げられる。

内容の面から分類すると、

- 一、議会の意思を広く宣言するもの
- 二、町長などに対して、一定の措置を要求するもの
- 三、議会内部の問題について言及するもの
- 四、事業、行事の誘致、推進を求めるもの
- 五、国政に関するもの
- 六、見舞い、追悼、謝意を表わすものなどがある。

岡垣町議会では、ここ10年で十件の決議を行っている。

おもなものとしては、今回の人権に関するものを始めとして、「暴力団排除に関する決議」や「青少年の非行及び犯罪防止に関する決議」、「核兵器廃絶、平和の町宣言に関する決議」などがある。



平成5年 第二回定例会

平成5年第三回岡垣町議会定例会は、9月13日から28日まで開催されました。

町長からは、監査委員の選任など九議案が、議員からは人権尊重のまちづくりに関する決議など八議案が提案され、可決または認定した議案が十六件、否決一件という結果になりました。

議案第五十八号 監査委員の選任について (賛成多数可決)

野中監査委員が再任され、引き続き今後4年にわたって監査をやっていたいただきます。



野中栄一 監査委員

議案第五十九号 岡垣町課設置条例の一部を改正する条例(可決)

地域振興課が統計業務を担当することになりました。

議案第六十号 岡垣町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について (賛成多数可決)

地方自治法施行令の改正で、議決を要する契約の基準額が引き上げられたため、条例を

それに沿って改正するとともに、条例の不備な点の改善も同時に行われました。

議案第六十一号 岡垣町一般会計補正予算(第二号) (可決)

議案第六十六号 岡垣町一般会計補正予算(第三号) (可決)

第二号では災害復旧費などを中心に、第三号ではマリシー号対策に関連する予算の補正です。二件の補正で一般会計の歳入歳出額が一億七千七百六十七万円ずつ増額となり、総予算額は六十五億二千六百六十三万円となりました。



マリシー号問題も解決へ

議案第六十二号 平成5年度岡垣町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算(第二号) (可決)

事業の対象者の新規発生による予算の補正です。歳入歳出ともに四百十万円の増額となり、予算総額は一千五百三十四万二千円となりました。

議案第六十三号 平成5年度岡垣町水道事業会計補正予算(第一号) (可決)

配水管の敷設替や浄水場の施設改善にともなう補正予算です。これにより収益的支出が四億七千六百四十四千円、資本的支出が二億三千六百十四万六千円となりました。

議案第六十四号 平成4年度岡垣町水道事業会計決算認定について (賛成多数認定)

平成4年度の水道事業の成果を示したものです。収益的収入四億四千二百四十二千二百九十円、収益的支出三億九千四百四十七万一千一百一十円、資本的収入九千六百三十四万五千円、資本的支出一億九千四百六十一万三千七百九十七円となっています。監査委員は審査意見書の中で、漏水探査に対する努力を評価しつつ、より一層の経営の効率化を求めています。

議案第六十五号 岡垣町と遠賀町との間の汚水処理事務の受委託に関する協議について(可決)

日程	
9月13日	本会議(初日)
14日	経済建設常任委員会 おかがき福祉の里建設特別委員会
16日	総務常任委員会 駅前再開発に関する調査特別委員会
17日	議会運営委員会 文教厚生常任委員会 ゴルフ場に関する調査特別委員会
20日	本会議 連合審査会
21日	全員協議会 議会広報委員会
22日	一般質問
24日	一般質問 総務常任委員会
28日	本会議(最終日)

請願・陳情

岡垣町と隣接する遠賀町友田地区の汚水処理事務を、遠賀町から受けることの協議や、規約を定めることについて、議会の了承を求めたものです。

本定例会に提出された請願は二件、陳情は六件です。また継続審査となっていた陳情二件を合わせて合計十件を審議し、請願は不採扱が一件、継続審査一件、陳情は採扱四件、継続審査四件という結果になりました。採扱した陳情に関する意見書も可決となり、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付しました。

発議第五号 人権尊重のまちづくりに関する決議 (可決)

二ページで詳解。
意見書第七号 ゼネコン疑惑を徹底究明し、企業・団体献金の禁止を求める意見書 (賛成多数否決)

意見書の文面について賛否両論の意見があり、採決の結果、否決となりました。

請願第四号 年金制度の改善を求める政府への意見書の提出について請願 (賛成少数不採扱)

請願第五号 郵政事業の現行経営形態堅持を求める意見書の採扱に関する請願について

(継続審査)
次頁へつづく

平成4年陳情第二号 陳情書
(ゴルフ場建設に伴う災害の防
止について)
(継続審査)

陳情第三号 電話料金の値上げ
に反対する意見書の採択を求め
る陳情書
(賛成多数採択)

陳情第五号 「法律扶助に関す
る基本法の制定と財政措置の拡
充強化を求める意見書」の提出
に関する陳情
(継続審査)

陳情第六号 「坂本弁護士一家
拉致事件について厳正且つ迅速
な捜査を要請する意見書」の提
出に関する陳情
(採択)

陳情第七号 陳情書(地元企業
への町公共工事等の発注拡大に
ついて)
(採択)

陳情第八号 診療報酬の抜本改
定、民間医療機関に対する財政
援助を求める陳情書(継続審査)

陳情第九号 「東海老津区内道
路拡幅工事」についての陳情
(採択)

陳情第十号 精神障害者共同作
業所への補助金に関する陳情
(継続審査)



臨時会

平成5年第六回臨時会

平成5年第六回臨時会は7月
14日に開催され、人事案件二件
を含む合計五議案を審議し、可
決あるいは委員の推薦を行いま
した。

議案第五十二号 岡垣町土地開
発公社役員の任命について(承認)

役員の任期満了にともない、
町長から新たに理事十五人と
幹事二人が任命され、議会も
これを承認しました。

議案第五十三号 吉木小学校昇
降口増築及び体育館改修工事請
負契約について (可決)

議案第五十四号 平成5年度戸
切小学校大規模改造工事請負契
約について (可決)

議案第五十五号 岡垣中学校・
岡垣東中学校コンピュータ機器
整備事業備品購入契約について
(可決)

中学校で行われるコンピュ
ータの授業に必要な、パーソナ
ルコンピュータ約四十台が購
入されることになりました。

推薦第一号 農業委員の推薦に
ついて (推薦)

議会は次の三人を農業委員に
推薦しました。

安部 正開
中村 信光
谷口佐賀雄

(三人はともに町議会議員で
す。)

平成5年第七回臨時会

平成5年第七回臨時会は8月
10日に開催され、補正予算と工
事請負契約が各一件ずつ提案さ
れともに可決となりました。

議案第五十六号 平成5年度一
般会計補正予算(第一号)(可決)

第二回定例会の一般質問でも
取り上げられた海老津小学校
の校舎損傷問題で、今回はそ
の原因究明を専門機関に委託
するための費用と糠塚区で見
つかった南ノ前古墳群の発掘
費用を中心とした予算の補正
です。今回の補正で一般会計

の歳入歳出額が三千二百九十
六万円ずつ増額となり、総予
算額は六十三億四千八百九十
六万円となりました。

議案第五十七号 海老津第一汚
水幹線管渠築造工事請負契約に
ついて (可決)



事務局日誌(7月~9月)

7月1日	第十八回町議会議員研修会
13日	議会運営委員会(平成5年第六回臨時会について)
14日	平成5年第六回臨時会
15日	遠賀郡内各町議会事務局長会議(遠賀町)
19日	遠賀・中間地域広域行政事務組合議会定例会(初日)
23日	第三十九回基地協議会理事会(東京都)
28日	遠賀・中間地域広域行政事務組合議会定例会(最終日)
30日	全国石炭鉱業関係町村議会議長会臨時総会(東京都)
8月3日	遠賀郡町議会議長会行政視察(新潟県佐渡郡相川町)
9日	議会運営委員会(平成5年第七回臨時会について)
10日	郡議会事務局職員研修会(芦屋町)
18日	平成5年第七回臨時会
19日	総務常任委員会(陳情第三号の継続審査)
23日	遠賀郡の合併を考える調査検討委員会研修会(遠賀町)
30日	文教厚生常任委員会(食生活改善推進事業の調査ほか)
31日	遠賀郡町長会、議長会視察研修(熊本県小国町ほか)
9月7日	三里松原防風保安林保全対策協議会
8日	全員協議会(同和問題について)
10日	北九州地方拠点都市地域指定推進期成会総会(小倉北区)
13日	議会運営委員会(平成5年第三回定例会について)
27日	遠賀・岡垣町芦屋競艇施行組合議員連絡協議会
28日	マリシー号対策協議会
	平成5年第三回定例会(初日)
	遠賀・中間地域広域行政事務組合議会臨時会
	遠賀郡内各町議会事務局長会議(遠賀町)
	平成5年第三回定例会(最終日)

一般質問

9月22日・24日の両日開かれた本会議で、六人の議員が一般質問を行いました。

竹内和男 議員

▼財政運営について

質問 貿易黒字を背景とした今回の不況の長期化による、社会・経済環境の変化があるにもかかわらず、行財政需要はますます多様化・増大化する傾向にある。法人や個人所得からの税収の増加が期待できにくい状況であるが、今後の財政運営についての見解を求めます。

答弁 増大する数々の財政需要に応えるにも、財源が限られている。そこで町民の要望を選択し、中・長期にわたる事業計画を策定、実施することを基本として財政運営に取り組んでいる。また、福祉の里、公共下水道、ふれあい公園の二期工事など大型の公共投資も控えているので、基金の効果的運用や交付税措置のある起債の借入れを検討しながら、自主財源の確保にも努め健全な財政運営に努力する。

質問 大型団地などにおける固定資産関係の課税状況は。

答弁 固定資産税は、松が台が三千万円、銭高組の造成地は、完成後に約二千二百万円が見込

まれる。特別土地保有税は、十五件に対し、四百五十万円を課税している。

質問 過去20年間の人口動向を調べてみると、昭和48年から57年までの10年間は八千六十二人増加したのに対し、昭和58年から平成4年では一千五百二十四人しか増えてない。これは、社会増があるものの、出生率などの低下で自然減がすすんでいるからだと考えられる。そこで、若者の定住とそれによる税収増を期待し、特定優良賃貸住宅の供給を考えてはどうか。既に特定住宅促進法の資料も差し上げているが、その検討結果は。



この土地が若者の定住にどう生かされていくのか

答弁 その法律の趣旨に沿った事業が、福岡市で行われているようなので、担当課長を早急に派遣し実態を調べてみたい。

質問 次に、ふるさと創生事業の現況について説明を求めます。

答弁 平成元年に事業のアイデアを募集。百三十五件の応募の中から七件を採用し、小中学生や町の育成団体が先進地を視察研修するための人材育成推進国内外短期留学事業やほたるの里づくり造成事業などを行っている。それらの財源は、ふるさとづくり基金の運用益金で、基金は、国からの一億円に町が一億円を加えた総額二億円である。

質問 そこで、その短期留学事業を、自主財源の担い手でもある企業の従業員研修などの助成に活用できないか。

答弁 一般事業所の研修を対象にする場合、その研修内容などによつては問題も生じる。今後の検討課題として考えてみたい。

久保田秀昭 議員

▼ハザマ問題について

質問 去年の9月議会でも質問したが、町議会が行った暴力団排除に関する決議を、町長は引き続き尊重するのか。また、それについての体制と対策について答弁を求めます。

答弁 公共工事への暴力団の介入には、断固とした姿勢で取り組む。決して暴力団と組みして物事をするようなことは考えてない。対策としては、指名業者や下請け業者のリストを警察署の担当に見せ、疑惑の有無を調

べてもらっている。ゴルフ場の開発についても、暴力団の介入が予想されなくもないので、開発業者には、万一暴力団が入るということになれば、開発は即刻停止すると通達している。

質問 総合ふれあい公園建設の際、警察は、ハザマと暴力団の関係を知っていたはずだが、町には教えていない。つまり、町独自の情報収集に基づく独自の判断が必要なのではないか。

答弁 実態がわからないと排除ができない。情報の収集についても素人では無理だ。新聞で知る以外は、警察に頼るしかない。独自の判断と言われるが、指名委員会には規定があり、それによつて判断をしている。

質問 暴力団との関係がわかった業者は、指名停止できるようにすべきである。

答弁 暴力団との係わりで逮捕者が出た場合は指名停止をする。また、新聞に疑惑が載ったり、警察から通知のあった業者は、指名保留にすることにしている。

質問 今回の答弁を確認して、ゴルフ場問題に移る。町長は、地方自治法第百三十八条の二にある執行機関の業務に関する規定をどう認識しているか。

答弁 その条文にあるように、業務を執行する際は、それなり責任を自覚してやっている。

質問 では、岡垣でゴルフ場開発をやる予定のロイヤルウイソニリゾート九州に関してだが、本社は鷹羽ロイヤルカントリークラブという会社の本社の中にあり、電話番号も同じ。従業員五名で設立されたばかりの実績もない疑問のある業者だ。

とここで、今年の2月25日付の朝日新聞には、建設会社社長が暴力団太州会系組長に、倒産したゴルフ場開発業者の債権取り立てを依頼した事件で、県警が県および石炭公害事業団九州支部に、谷口組を公共工事から排除するよう要請することを決めたとの記事が載っている。問題の会社の経営者で、田川商工会議所副会長だったのは、鷹羽ロイヤル副理事長の谷口松太郎氏である。また、その記事には、

谷口氏の名前が太州会の代紋に使われているとして、県警が組などに変更を求めているということも載っているが、それらの記事を知っていたか。県から指名排除の要請があつているのか。

答弁 まだ、そのような資料や通達は来ていない。

質問 暴力団排除の決議を尊重すれば、ゴルフ場建設をこのまま進めるのは問題である。相当慎重な対応が必要だと考えるが。

答弁 議会終了後に、ロイヤルウイソソと鷹羽ロイヤルの関係や事件の真相を確かめたい。

▼海老津小学校の調査状況について

質問 第二回定例会でも問題となった、校舎の損傷状況に関する調査は、どの程度進んでいるのか。

答弁 日本建築学会九州支部に8月6日から調査を委託し、調査の担当者は、学識経験者ということで、九州産業大学工学部教授にお願いしている。そしてその調査結果は、10月30日に提出されることになっている。

質問 児童の安全や学習環境を保证するためには、もっと調査を急ぐべきではなかったか。

答弁 まず、委託先を見つけないで時間がかかってしまった。また、入念な調査を行うため、そちらにも多くの時間が必要となった。

質問 町としての事情もあろうが、海老津小学校は県の研究指定校であり、平成7年度にはその成果を発表することになる。工事の時期によっては、研究活動に影響が出るのではないかと、安心して教育指導のできる環境を整えるのが急務と考えるが。

答弁 児童数の減少で、損傷が発生している教室は、現在使用してはいない。しかし、調査結果が出れば、授業や安全面に配慮しつつ、最大限努力して早期の改修を行うよう考えている。

▼プロムナードやはぎの利用状況について



プロムナードやはぎ付近

質問 プロムナードやはぎは、貴重な財源を費やして、カラー舗装やトイレの設置までされた立派な遊歩道であるが、利用状況を調査したことがあるか。

答弁 利用状況の調査はしていないが、多くの町民が利用していることと思う。

質問 私の調べた限りでは、利用者には会うことはなかった。案内板の説明とは違って、商店街や駅へ行こうにも、東部保育園下の河川敷が通れないという住民の声も聞く。現状のままでは、宝の持ち腐れではないか。何とか通れるようにできないか。

答弁 河川敷は、県が管理者であるが、地元区や地域の方が多く利用されるということであれば、町としても、管理者に対し整備を要請し、相応の分担をしながら対処していきたい。

▼町内の空き家・空き地の管理について

質問 海老津の旧国道沿いに空き家があり、敷地一面に雑草が生い茂っている。不気味でもあり、冬枯れになると火災の危険性も心配される。同様な状態の土地や建物に関し、「まちづくり」の観点から考えをうかがいたい。

答弁 法律や条例で、所有者に対する管理が義務づけられている。町としてもそれらに基づき、区長を通じて指導をしている。しかし、モラルの問題でもあり、義務をなかなか果たさない例も見られる。特別な事情のあるケース以外は、必ず管理をやってもらおうと今後努力する。

平山弘 議員

▼学校週5日制1周年を迎えて

質問 月一回とはいえ、学校週5日制の実施は、過密教育にあえぐ日本の子供たちと学校教育に、ゆとりと人間らしさをつくりだすうえで意義があった。しかし、新学習指導要領との矛盾も大きくなっている。

私は、5日制で町の教育委員会と学校のとってきた方向は、基本的に良かったと評価している。教育長の見解は。

答弁 5日制のねらいは、子供と教師がゆとりと自由な時間をもてるようにすること、そして家庭と子供自身の教育力を高めることだ。月一回については定

着したと評価している。保護者と子供の反応は、友達と遊んだり、親子のふれあいが増えた肯定的で、塾通いの増加もほとんどないようだ。

▼進路指導について

質問 生徒の進路は、彼ら自身が選択する問題だが、教師や親の指導・援助は必要不可欠である。いわゆる「偏差値」がなくなくなったいま、生徒や親には不安がある。教育委員会や学校は、どういう進路指導をされるのか。

答弁 入試目前の三年生や父母らに、不安や戸惑いがあるので、次の取り組みを行っている。

第一に、北九州市・中間市・遠賀郡の進路指導関係者の情報交換と連携をはかっている。

第二に、生徒の学力向上に努めつつ、生徒の学習到達度を把握する目的で市・郡の中学校が協力し、教員自らが問題を作成し採点する共通テストを、11月中旬と1月中旬に予定している。

第三に、三者懇談会などで説明し、進路についての生徒や保護者の理解と不安解消に努める。

▼中学校の駐車場建設について

質問 岡垣中学校には駐車用のまとまったスペースがない。生徒の安全上も教育指導上も良くない。駐車場の建設を求めます。

答弁 一つの案として、体育館の西側に造る話もあるが、この前庭は、創立30周年記念でP

TAと町民が建設したものの。関係者と十分協議して善処したい。せめて先生の駐車場だけでも確保すべきだと思っている。

▼三里松原の保全育成について



変わってしまった河口と建設中の導流堤

質問 町の農地や作物をはじめ、住民の生活や文化を守る三里松原防風保安林の荒廃が進んでいる。松枯れと海岸線の浸食は目止のためには、砂取りをただちに中止すべきではないか。

答弁 永年、許可量以上の砂を取ったので、あのような結果になった。必要最小限の河口開さくで、砂は海岸に戻すよう予算措置を含めて県にお願いする。

質問 河口に砂が堆積しないよう、河口の両先端に突堤を造るべきではないか。

答弁 県は、平成5・6年で汐入川の左岸に導流堤(長さ80m、幅15m)をつくり、砂の堆積防止を考えている。漁業権の問題もあり、県に実態調査のうえ最良の方法を取るようお願いする。

▼高齢者の福祉対策の取り組みについて

質問 地域福祉構想を進める中、在宅の要介護老人に対する福祉サービスの充実が欠かすことができない。高齢化社会の中で、住民にとって最も不安で重要なことは、寝たきりや痴呆性の老人を「誰がどうやって介護するのか」ということだ。町の在宅福祉に対する基本的な考え方は。

答弁 町では老人保健福祉計画を策定し、在宅福祉サービスの目標値の設定やそれを実現するための体制づくりを計画的に進めている。中でも、在宅福祉の三本柱であるホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイを充実させ、要介護老人と介護者の双方にサービスがでるよう取り組んでいるところだ。一方、社会福祉協議会には、本年度から介護者を支援するための相談窓口が開設された。また、老人保健法の改正により、老人訪問看護制度の整備も進められている。

質問 老人訪問看護制度が整備されれば、保健・医療・福祉など在宅ケアの支援体制が整い、要介護老人は勿論、そうでない老人も、住み慣れた家庭で安心して療養することができるようになると思う。そこで、老人訪問看護制度の趣旨や概要、老人

訪問看護ステーションが行う具体的なサービスを説明願いたい。

答弁 この事業は、在宅の対象者を主治医の指示に基づき、看護婦や保健婦などが訪問し、看護サービスを行うものだ。対象者は、老人医療の受給者で、寝たきりなどの状態で病状が安定している要介護老人。

サービスの内容は、病状の観察、清拭や洗髪、床ずれの処置、体位交換、カテーテルなどの管理、リハビリ、食事や排泄の介助、家庭の介護指導などである。

質問 次に、在宅福祉サービスの中で、緊急通報システムに関する取り組みは。

答弁 このシステムは、一人暮らしの老人に異常が発生した場合、在宅の際は電話のボタンで、移動中は胸のペンダントを押して事態を消防署へ知らせるものだ。また、何か緊急の相談などがある時は、近所のボランティアや民生委員へ連絡がいく。現在、このシステムを遠賀郡レベルで整備しようとしており、各町で調整し、予算など確定はしていないが次年度から取り組みたいと考えている。また、緊急時の相談体制づくりは、今年度から取り組みたいと考えている。

▼環境整備の取り組みについて
質問 ごみ問題については、町民と行政の協力で、二十%の減量化が進んだとのことだが、不

法投棄はいまだに後をたたず、シルバー人材センターによる巡回も焼け石に水の状態である。抜本的な対策はないのか。



誰がやるのか不法投棄

答弁 不法投棄に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を適用し対処しているのが現状だが、抜本的な対策として、美化条例の制定を検討している。

細川光利 議員

▼町福祉行政と社会福祉協議会の位置づけについて

質問 岡垣町第三次総合計画の基本構想には、「町がめざす将来像」四点が示され、その「将来像を実現するための基本方向」として「健康で暮らせるまちづくり」に向けての方針が述べられている。

そこで、社会福祉対策の現状と課題、社会福祉協議会（以下社協）の役割と位置づけについて答弁を求める。

は第二十五条で、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたっている。この理念を守り推進していくために、第三次総合計画では、「健康で幸せに暮らせるまちづくり」を施策の大綱に掲げ、福祉行政推進に向けての町の考え方を打ち出した。

そのような中、多様で複雑な福祉施策を推進するには、行政だけでは手の届きにくい問題も多く生じ、社協に対する要望が強くなっている。そこで現在、社協の事業拡大や組織拡大を行っている。このような状況からも、行政と社協は福祉を通じ表裏一体の関係であると言える。

質問 社協が、組織的に確立するようになるまでには歴史的な経過があるが、その経過とは。

答弁 社協は、昭和26年に民間社会福祉活動の強化を図るため、全国および都道府県で発足した。さらに福祉活動への住民参加や共同募金運動を地域で支える民間組織の強化などを目的として、各市町村段階にも組織され、昭和58年には市町村の社協が法制化された。その間、年金制度の創設や老人福祉政策の体系化など社会福祉制度の基盤整備の推進に数多く寄与している。

いるが、その内容とは。

答弁 社協は、住民組織や社会福祉事業関係者などから構成され、誰もが安心して暮らせる地域福祉の実現をめざし、地域福祉活動の組織化や社会福祉を目的とする事業の調整や企画、実施を行う公共性と自主性を持った民間組織である。活動は、地域の実態に沿った住民ニーズ基本の原則、住民の自主的な取り組みによる住民活動主体の原則、民間組織の特性を生かした民間性の原則、公私の団体や機関による公私共働の原則、地域福祉の推進組織としての専門性の原則を基に行われている。

質問 社協は、町の福祉行政では手の行き届かない所を、住民に密着し、きめこまかく活動を行うことになっている。また町は福祉の里計画を持っているが、社協の人事体制の充実と組織体制の拡充は重要な課題である。

町当局は、どのような対応策を考えているのか。

答弁 平成3年に従来の社協を社会福祉法人として発足させ、福祉の増大に対処しようとしてきたが不備な点も見られる。行政と社協の役割分担を明確にし、福祉の充実をはかりたい。社協、福祉課、町長公室の三者で、将来に向けて行政効果が十分発揮できるような職員体制づくりを協議しているところだ。

委員会 だより

文教厚生常任委員会

文教厚生常任委員会は、去る8月23日、閉会中の調査・研究活動の課題である、食生活改善推進事業について、健康対策課に資料の提出を求め、具体的な事業の内容を調査しました。

同時に、岡垣町食生活改善推進会（以下食進会）からも早川会長をはじめ高山、田中両副会長、林会計係の四役員に出席をお願いし、会の活動内容や要望などについてのお話をうかがい、議会の担当委員会として、事業に対する認識を深めることができました。



食進会の活動状況は……

食進会は、昭和53年に十人の会員で発足し、現在は百三十二人の会員が、「ボランティア活動の実践、健康な町づくり」を合言葉に、献血や検診会場での料理の試食会、栄養相談、減塩指導、独居老人などへの給食弁当づくりなど多面的な活動を行っています。

委員会としては、行政がこれらの活動を、町づくりの中に正しく位置づけ、効果的に活動の成果を生かしていくことが重要で、また活動の発展のためには、一定の行政的条件整備を行う必要があることを確認しました。

9月定例会では、予算案一件、請願一件、陳情二件が付託され、慎重な審査を行った結果、予算案と請願をそれぞれ可決、採択し、陳情二件については継続審査が必要との結論になりました。

継続審査とした二件の陳情、「診療報酬の抜本改定、民間医療機関に対する財政援助を求め陳情書」と「精神障害者共同作業所への補助金に関する陳情」については、議会閉会中に委員会を開き、陳情者からより詳しく説明を受けたうえで結論を出す予定です。



おかがき福祉の里建設 特別委員会

平成5年第二回定例会において設置された「おかがき福祉の里建設特別委員会」が本格的に活動するにあたり、9月14日の委員会の中では、町執行部から施設建設について、計画の基本的な考え方、建設から使用までのスケジュール、現在行われている用地買収の進行状況などについて説明を受けました。

そのおもな点としては、まずこの施設が岡垣町地域福祉構想に基づいて計画されていること。次に、平成5年9月から平成6年3月までにその基本設計を行い、平成6年6月から12月までに実施設計を終える予定であること。

そして、平成7年度からは用地の造成工事に入り、8年度中に第一次施設を完成させる予定で、平成9年4月には使用開始を実現する意向であること。

また、この施設の敷地面積が、約四万六千平方メートルにおよび、現在約七割の用地買収が完了していることなどです。

特別委員会は、町が描く福祉構想の中核であり、今後の保健福祉の拠点となる「おかがき福祉の里」が、町民の願ひ通りの施設となるよう調査研究を進めます。

駅前再開発に関する調査 特別委員会

この特別委員会は、前号でお知らせしたように、岡垣町の玄関であり顔である海老津駅周辺の活性化をはかるため、駅前再開発を調査研究の課題として6月の定例会で設置されました。

町が、駅前広場と駅舎の改築整備事業を計画し始めた昭和50年当時から、再開発の取り組みは、商工会や駅前商店街によっていく度となく行われてきましたが、地域の事情もあり実現しませんでした。しかし、商工会では、今年度から新たに委員会を結成して、調査研究に取り組みられています。

特別委員会も、町民の願ひである駅前の活性化を促進するため、地域の若手指導者育成や地権者らの理解と話し合いの場を設けるなど、問題解決の糸口を見つけ、街のイメージを変える発想で、将来の町づくりを実現していくよう張り切っています。

石炭産業に支えられた町から閉山後の苦しい時代を経て、ベツトタウンとして新しい町へ生まれ変わった今、住環境整備のための駅前再開発は、町の重要課題です。町民のみならず、この問題を町全体の課題として考えていただき、ご理解とご協力をお願いします。みなさんのアイデアをお待ちしています。

編集後記

昨年11月に「議会だより」を創刊して、はや1年になる。

新聞づくりなどまったく経験のない者がほとんどだったけれど、何とかやるところまで辿りつけたというのが、編集委員としての正直な感想である。

ところで今回は、いつものレイアウトを大幅に変え、9月定例会での議会決議を中心に紙面の構成を行った。

その理由は、第四号の「控室」でお知らせした「差別事象」に対する議会の考え方や姿勢を、町民のみならず強く訴えたかったからにほかならない。

人権差別をなくすためなら、全員が一丸となって問題にぶつかるといふ私たちの決意が、少しでもみなさんに伝わったとしたら、「議会だより」第五号は大成功である。（勢屋）

編集委員

- 委員長 古家崎康彦
- 副委員長 谷口佐賀雄
- 委員 松原 兼夫
- 委員 細川 光利
- 委員 勢屋 康一

編集委員会では、今後の紙面づくりに役立てるため「議会だより」についてのご意見、ご感想を募集します。皆さんからのお便りをお待ちしています。

